

○学内秩序維持のための公示事項

(1982年7月7日大学長公示)

学内秩序維持のため大学構内における下記行為を禁止する。

- 1 許可を得ないでビラ等を配布、ポスター・立看板・垂幕を掲出、またはハンドマイクを使用すること。
- 2 許可を得ないで教室等の学内施設（校庭・構内道路を含む）を使用して集会を開催すること。それが前もって企図されたものでない場合も同様と見做す。
- 3 授業、試験、行事その他大学の業務執行に対する妨害または脅迫行為。
- 4 人身に対する暴力行為ならびに相手方の暴力を誘発するおそれある威嚇もしくは挑発行為。（暴力には、本人の意志に反した連行、自由の拘束、面会・発言の強要、抗議座り込み、多人数による強談などの行為を含む。）
- 5 人身に危害を与える武器・凶器となる各種資材類及び爆発性危険物等の構内持込み・隠匿。
- 6 構内建物・施設・備品及び公示・掲示類を移動、落書、毀汚損、破壊、破棄、奪取すること。
- 7 許可を得ないで募金（カンパ）、署名、アンケート記入の勧誘をなし、また文書・パンフレット類の販売を行うこと。
- 8 開門前に入構すること、および閉門時限以後構内に残留または宿泊すること。

これらの禁止事項に違反することは、諸君が入学時の誓約にもとり、且つ再三の中止命令に応じないときには、学則第62条第1項に定められた懲戒事由に該当するものと見做される場合もあるので嚴重に注意されたい。

また上記1において禁止されている物品を無許可で構内に掲出した場合は、大学側でこれを撤去する。

なお学内における政治的実践活動、本学の教育方針に反するような宗教的宣教活動等は、これまで通り禁止されているので、あわせて注意せられたい。